

6) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第 16 条に基づく土壌汚染（農用地を含む。）の環境基準を表 9 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 10 に示します。

表 9 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05 mg以下であること。
砒素	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15 mg未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125 mg未満であること。
シクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002 mg以下であること。
1, 2-シクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004 mg以下であること。
1, 1-シクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02 mg以下であること。
シス-1, 2-シクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04 mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1 mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
1, 3-シクロプロパン	検液 1ℓにつき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1 mg以下であること。
備考：1. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。	
2. 有機燐とはパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	

注) 汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物埋立地その他の上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌汚染については適用しない。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日、環境庁告示第 46 号）

表 10 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

物 質	基 準 値
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考：1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラジ-キノリンの毒性に換算した値とする。	
2. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日、環境省告示第 67 号）